

関西大学 異業種交流サロン「KANDAI Me RISE倶楽部」

利用細則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本細則は、学校法人関西大学（以下「関西大学」といいます。）が異業種交流サロン「KANDAI Me RISE倶楽部」（以下「本サロン」といいます。）の会員等及び体験利用者等が、本サロン及び本サロンで提供される各種サービスを利用する場合の手続き、注意事項、遵守事項等を定めるものとします。

なお、本細則の記載内容と本サロン会則の記載内容が異なる場合は、本サロン会則の記載が優先して適用されるものとします。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 会則等 本細則のほか、関西大学が本サロンの利用に関して定める会則及び募集要項等の総称
- (2) 本サロン 関西大学が次のア及びイの場所に所在する梅田キャンパス内に設置し運営する異業種交流サロン「KANDAI Me RISE倶楽部」
 - ア 所在地：大阪市北区鶴野町1番5号
 - イ 対象部分：関西大学梅田キャンパス3階及び4階の一部
- (3) 各種サービス 本サロンの利用及び会則等に規定するサービス
- (4) 本サロン会則 関西大学が別途定める、本サロンへの入会、及びビジター若しくは会員等同伴者として本サロンの利用を希望する者と、関西大学との間において締結される、本サロンへの入会、各種サービスの利用等に関する契約の内容を定めたもの
- (5) 入会契約 本サロン会則等を内容として関西大学及び入会希望者が締結する契約
- (6) 正会員 関西大学との間で入会契約を締結し、会員種別「正会員」として登録が完了した者
- (7) ホリデー会員 関西大学との間で入会契約を締結し、会員種別「ホリデー会員」として登録が完了した者
- (8) チケット会員 関西大学との間で入会契約を締結し、会員種別「チケット会員」として登録が完了した者
- (9) 会員等 正会員、ホリデー会員及び、チケット会員の総称
- (10) 同伴利用者 会員等が本サロンの同伴利用者として登録した非会員利用者
- (11) ビジター 本サロン入会検討を前提としたビジター利用者
- (12) 体験利用者等 同伴利用者及びビジターの総称（本サロン非会員）

第2章 入会及び退会、会員証再発行、登録情報変更等に関する手続き

(新規入会申請及び審査)

第3条 本サロン会員等としての新規入会申請及び審査は、以下内容にて行います。

- (1) 本サロンの会員等となることを希望する方（以下「入会希望者」といいます。）は、本サロンWEBサイト内の「入会申込フォーム」より必要事項を入力し、入会申請を行ってください。

なお、関西大学が認めた場合に限り、入会申込フォームへの必要事項入力以外の方法での入会申請を認めることとします。

- (2) 「入会申込フォーム」等に記載いただいた内容による入会審査を関西大学にて行った後、面談にお進みいただく方に対して関西大学から面談実施のご連絡をいたします。

また、入会審査の結果、本サロンへのご入会をお断りする方につきましても、その旨を通知いたします。

なお、関西大学は入会希望者に通知した入会可否判断の理由については、開示する義務がないものとします。

- (3) 面談実施の連絡を受けた入会希望者は、事前に関西大学との間で決定した日時及び場所において、関西大学と面談を行います。
- (4) 面談結果等を受けて、関西大学から入会希望者に入会可否の通知をいたします。
- (5) 入会承認の通知を受けた入会希望者は、所定の書類等（本細則第4条に定めず。）を関西大学に提出のうえ、本サロンへの入会手続きを完了するものとします。
- (6) 「入会申込フォーム」等に記載いただいた内容に基づき、本サロンより入力の不備等の修正や面談日時等についてご連絡した後、入会申請日から30日以上経過しても入会希望者ご本人からのご返信がなかった場合、本サロンにて保管・管理する当該入会希望者の方の個人情報を全て破棄いたします。

（入会登録）

第4条 本細則第3条に定める入会審査により新規入会承認の通知を受けた入会希望者は、関西大学が指定する場所に来館のうえ下記の書類等の提出及び所定の手続きを行い、入会登録を完了してください。なお、入会登録時には会員等ご本人の顔写真を関西大学が撮影し、当該入会登録者情報として登録いたします。

- (1) 入会登録手続きに必要なもの
 - ア 本人の氏名、年齢と住所・勤務先を確認できるもの
（運転免許証、パスポート、健康保険証、勤務先名刺等）
 - イ 会費の支払いに使用する本人名義のクレジットカード

- (2) 入会登録手続き

本サロンへの入会契約及び登録は、以下の要件を満たすことで完了します。

- ア 本条第1号に定める入会登録手続きに必要な書類の提示等により、入会登録者本人の氏名・住所・勤務先等の必要情報を関西大学が確認したこと。
- イ 本サロン会則等について入会登録者が確認、了承していることを関西大学が確認し、入会契約が締結されたこと。
- ウ 入会登録手続きのための来館時に、会費等の支払いに使用する本人名義のクレジットカードが持参されており、当該クレジットカード番号の登録が完了したこ

と。

エ 入会登録時の撮影等の方法により、当該入会登録者の顔写真データを関西大学が入手したこと。

(3) 入会に伴う会費等支払い

入会登録と同時に、本細則第36条及び別表1、別表3に規定するとおり会費及び入会手数料をお支払いいただきます。

(4) 会員証の発行及び貸与

入会登録日以降及び会員等の権利の効力発生以降の本サロンへの初回来館時に、当該会員等の会員証及びストラップを貸与します。

(退会に関する手続き)

第5条 本サロン会員等として登録が完了している方が本サロンの退会を希望される場合は、関西大学所定の「退会届」に必要事項記載のうえ、退会申請を行ってください。

2 各月1日から同月15日までになされた有効な退会申請については、同月末日をもって退会となり、各月16日から同月末日までになされた有効な退会申請については翌月末日をもって退会となります。

(会員等の退会に伴う会費の返還)

第6条 会費を年払いとする会員等が年度の途中で本サロンを退会する場合、関西大学は、以下の算式にて算出される額（ただし、算出額のうち1,000円未満の額は切り捨て）から会費の返還の際に必要な振込手数料等の金額を控除した額を会費の返金額として、退会した会員に返還します。

会費返金額＝（退会年度の支払済み年会費）－〔（退会年度の在籍月分に相当する「月会費」金額）

(会員証の再発行)

第7条 会員証を紛失（盗難を含みます。）又は破損された場合は、速やかに関西大学まで「会員証再発行依頼書」をご提出ください。

2 なお、この場合当該会員証の貸与を受けていた会員は本細則第36条及び別表3に規定するとおり会員証再発行手数料を、本細則第36条に定める方法により支払うものとしします。

3 会員証を紛失（盗難）された会員等は、会員証の再発行後、紛失（盗難）された会員証を発見した場合、速やかに当該会員証を関西大学に提出するものとしします。

(会員種別の変更)

第8条 本サロン会員等として登録が完了している方が本サロンにおける会員種別の変更を希望される場合は、本サロン所定の「会員種別変更届」に必要事項を記載のうえ、会員証及びストラップと共に関西大学に提出し、会員種別の変更申請を行ってください。

2 会員種別の変更申請については、各月1日から同月15日までになされた有効な変更申請については、翌月のご利用分から適用となり、各月16日から同月末日までになされた有

効な変更申請については翌々月分からの適用となります。

(会員等の会員種別変更に伴う会費の取扱い)

第9条 会費を年払いとする会員等が年度の途中で会員種別を変更する場合、関西大学は、以下の算式にて算出される額（ただし、算出額のうち1,000円未満の額は切り捨て）から会費の返還の際に必要な振込手数料等の金額を控除した額を、変更前の会員種別における会費の返金額として当該会員に返還します。

会費返金額＝（種別変更年度の支払済み年会費）－〔（種別変更年度の変更前種別の会員としての在籍月分に相当する「月会費」金額）

2 当該会員については、新たに変更した会員種別分の会費について、変更が適用される月を起算月として、本細則37条及び別表1で規定する金額を新たに請求いたします。

3 チケット会員が年度途中で会員種別を変更する場合、関西大学は変更した会員種別分の会費について、変更が適用される月を起算月として、本細則37条及び別表1で規定する金額を新たに請求することとします。

(会員等の登録情報変更)

第10条 本サロン会員等として登録が完了している方において、住所や氏名、勤務先等の登録情報に変更が生じた場合は、所定の「登録情報変更届」に必要事項記載の上、下記内容と併せて関西大学にご提出ください。

(1) 当該会員の本サロン会員証

(2) 変更後の当該会員等の名前と住所・勤務先を確認できるもの

2 前項に基づく変更の届け出を怠ったことにより会員等に不利益な事由が発生した場合でも、関西大学は何ら責任を負いません。

3 必要に応じて新たに面談をお願いする場合があります。予めご了承ください。

第3章 本サロンのご利用

(営業時間、休業日等)

第11条 本サロンの営業時間及び休業日は以下のとおりです。

(1) 営業時間

平日：9時から22時

土曜日・日曜日・祝祭日：10時から22時

なお、本サロンへのご入館は、各営業日の営業時間終了の30分前までとさせていただきます。

営業時間、最終入館時間等に変更がある場合には、本サロン施設内での事前の掲示若しくは本サロンWEBホームページ上の掲載により通知いたします。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。

(2) 休業日

本サロンの休業日は年末年始（12月29日～1月3日）及び関西大学が指定した日（法定点検日等）とさせていただきます。なお、上記以外の休業日については本施設内での事前の掲示若しくは本サロンWEBホームページ上の掲載により通知いたし

ます。ただし、緊急時等やむを得ない場合はこの限りではありません。

(会員証)

第12条 本サロンへの入館時及び退館時には、必ず会員証を受付にてご提示のうえ、所定位置設置のカードリーダーに通してください。

- 2 本サロン及び本施設内では必ず会員証を携帯し、ストラップに入れて身に着け、常時見やすい場所に示してください。また、スタッフが提示を求めた場合には必ず、ご提示ください。
- 3 会員証をお忘れの場合は受付でお申し出ください。

(禁止事項)

第13条 本サロンでは、会員等及び体験利用者等による、政治活動、宗教活動、並びに関西大学の事前の承諾のない営利活動を行うことができません。

- 2 会員等及び体験利用者等は、所定の手続きによる関西大学からの許諾を得ることなく、名刺、WEBサイト、印刷物等に本サロンの所在地を自己の事業所等として記載することはできません。
- 3 会員等及び体験利用者等は、本サロンの内外を問わず、他の会員等及び体験利用者等の迷惑になる行為や誹謗中傷等の言動は慎むものとします。
- 4 本サロン及び本施設内では、携帯電話はマナーモードに設定願います。また、通話される際には施設内の掲示で指定するエリアをご利用ください。サロン施設外で通話される際にも、関西大学梅田キャンパス内においては、他の利用者へのご配慮をお願いいたします。
- 5 本サロン及び本施設内にて、席の確保その他事由の如何を問わず、荷物のみを長時間放置されることは他の会員等の迷惑となるため禁止いたします。2時間以上放置されている場合、関西大学において移動ないし遺失物として処理させていただくことがありますので、予めご了承ください。また、この場合には、安全上の理由等により、カバンを開けたり封筒を開封したりする等、荷物の内容を確認する必要があることについても、あわせてご了承ください。
- 6 会員等及び体験利用者等は、関西大学からの許諾を得ることなく、当サロン内の写真及び動画等の撮影を行うことはできません。

(遺失物の取扱い)

第14条 本サロンにおいて本サロンスタッフを含む関西大学関係者が拾得した忘れ物や落とし物等（以下「拾得物」といいます。）について、関西大学並びに本サロンスタッフは、遺失物法に定める報労金等の拾得物に関する権利について放棄の上、関西大学梅田キャンパス1階の「防災センター」へ届け出るものとします。なお、当該拾得物は関西大学梅田キャンパス担当のビル管理会社が保管し、一定期間後に別途関西大学が定める「遺失・拾得物等に関する取扱い要領」に基づき処理いたします。

(関西大学からの案内事項)

第15条 本サロンに関するイベントなどの各種案内等は、原則として本施設内での掲示、電子メール又はWEBサイトを通じて行うものとします。なお各会員等個別にかかる重要事項等の案内に関しては郵送にてお知らせする場合がございますので、住所等の変更については速やかに変更手続きを行ってください。

(同伴利用者)

第16条 正会員、ホリデー会員は、本サロン及び本施設内に当該会員の同伴者として、1営業日につき別表2に定める人数を述べ同伴人数の上限として同伴利用者登録することができます。

- 2 同伴利用を希望する方は、利用申込を行う前に会則等を確認のうえ、会則等の全条項を遵守することを誓約する関西大学所定の「誓約書」を提出し、関西大学からの利用承諾を得る必要があります。
- 3 同伴利用者等については関西大学が事前に承諾した場合を除き、原則年齢満20歳以上の方に限らせていただきます。予めご了承ください。
- 4 会員等が同伴利用者を伴って本施設に入館される場合は、当該会員の方は同伴利用者入館に係る所定の手続きを完了したうえで、同伴利用者の入退館時及び本施設内において必ず同伴利用者等と共に行動いただきますようお願い致します。同伴利用者等を入場させた会員等の在館が確認できない場合は、当該同伴利用者等にご退館いただく場合がございますので、予めご了承ください。

(喫煙、飲食、飲酒等)

第17条 館内での喫煙はご遠慮願います。

- 2 本施設外からのアルコールを除く飲食物の持ち込みは可能です。ただし、食事については軽食に限るものとし、強い臭いを伴う等、他の会員等の迷惑になると本サロンで判断した場合、本サロン内でのお食事をお断りする場合がございます。
- 3 3階カフェラウンジ(本細則24条及び別表4にて定義します。)及びサービスコーナー(本細則28条及び別表4にて定義します。)以外の本サロン内エリアでの食事は、事前に関西大学が承認した場合を除き、ご遠慮願います。

(ドレスコード)

第18条 本サロンでは、スマートカジュアル・ドレスコードを適用させていただきます。学習や各種交流を行っていただきやすいよう、リラックスした服装でお越しただいて結構ですが、本サロンの雰囲気合わない服装や、関西大学が運営するサロンとしてふさわしくない服装でお越しただいた場合は、ご入館をお断りする場合がございます。予めご了承ください。

- 2 丈の短いパンツスタイルやビーチサンダル、ゴム草履、雪駄・下駄の着用はお断りしております。ただし、浴衣や着物着用でご入館いただいている場合は、この限りではありません。

第4章 各種サービスのご利用

(各種サービスの提供)

第19条 関西大学は、各種サービスを会員等及び体験利用者等に提供します。各サービス及び施設を利用できる会員等又は体験利用者等の対象範囲、提供方法等については次条以降及び本細則別表4に定める通りとします。なお特段の定めのない限り、各種サービスの利用に伴う利用料は本細則37条及び38条、別表1に定める、会員等が関西大学に支払う会費、ビジターが支払うビジター利用料に含まれるものとします。

なお、本施設を利用する会員等及び体験利用者等は、十分な注意をもって使用するものとし、本施設内の机、椅子等の機器、什器、備品等を汚損、破損等しないものとします。なお、利用終了時に汚損、破損等が著しい場合、関西大学は、その修繕費用の実費を当該会員等及び体験利用者等に対し請求できるものとします。

(ライブラリーの利用)

第20条

会員等及びビジターは、本サロン3階に配架する関西大学の蔵書又はTSUTAYA BOOKSTORE販売の書籍を閲覧することができます。閲覧が終わった書籍は必ず元の場所に返却ください。

- 2 蔵書の本サロン以外への持ち出しは認めておりません。予めご了承ください。
- 3 TSUTAYA BOOKSTORE販売の書籍については、関西大学梅田キャンパス2階TSUTAYA BOOKSTORE販売店舗にて購入することができます。ご購入希望の場合は、本サロン受付スタッフまでお申し出ください。
- 4 ライブラリー内の全ての蔵書は、本サロン会員等及び体験利用者等が新たな知識を得ることや、会員等及び体験利用者等の間における交流のきっかけとなるよう設置するものです。会員等及び体験利用者は、全ての蔵書を利用者が快適に閲覧できるよう、閲覧時の取り扱いによる汚損や破損、水濡れがないよう十分注意し、また、ページ等の一部を切り取る、書き込みを行う、などの行為は一切行わないようにしてください。

(3階ミーティングルームの利用)

第21条 本サロンには、3階に正会員、ホリデー会員の方に無料で使用いただけるミーティングルーム3部屋（本細則別表4で規定しています。）をご用意しております。本ミーティングルームの利用時間は別途定め、本施設内の掲示等で周知します。利用時間終了時にはすみやかにご退室いただくようお願い致します。

2 当該ミーティングルームのご予約、キャンセル等の手続きは別途定め、本施設内の掲示等で周知します。

なお、本ミーティングルームのご予約等の方法について、関西大学が手続き及び規則を定めて会員等に周知した場合には、同内容を遵守いただくようお願いいたします。

- 3 利用時間終了後すみやかにご退室いただけない場合や、予約されていたにも関わらず利用されない、本ミーティングルーム内の備品等の移動後に原状回復いただけない、急なキャンセル等が複数回ある等、平等な施設利用が損なわれる行為が見受けられる会員等に対しては、関西大学の判断により、本ミーティングルームご利用を制限する場合があります。

- 4 各ルームの定員は別表4記載の通りです。なお、本施設外で購入した飲料の持ち込みは可能ですがミーティングルーム内でのお食事はご遠慮頂いております。予めご了承ください。
- 5 ご利用開始時と終了時には、必ず受付にお越しの上お声掛けいただき、本ミーティングルームに入室される非会員人数分のストラップの受け取り・返却を行ってください。
- 6 本ミーティングルームは、参加料等を徴収して収益を上げることを目的とする事業（セミナー、研修、会合、販売会等）の他、政治や布教を目的とした会合のための利用や、大音（声）量の物音が生じる打ち合わせ等、周囲の会員等の利用を妨げる迷惑音を出す行為はできません。当該目的での利用が判明した場合や、物音について他の会員からの苦情や相談を複数にわたっていただいた際には、利用を制限させていただく場合がございます。利用目的についてご不明の点がある場合には予めご相談ください。
- 7 本ミーティングルームの予約方法については別途定め、本施設内の掲示等で周知します。なお、別途定めた予約方法について複数回にわたり違反行為が見受けられる会員等に対しては、関西大学の判断により、本ミーティングルームご利用を制限する場合があります。

（集中エリアの利用）

- 第22条 非会員を除く会員等及びビジターは、集中して作業や学習ができる本サロン3階の「集中エリア（本細則別表4で規定しています。）」を利用いただけます。
- 2 集中エリアのご利用は、関西大学が、平等に集中ブースを利用いただく為に利用時間を制限することができるものとします。この場合の利用時間は別途定め、本施設内の掲示等で周知します。
 - 3 同ブースをご利用の際は、会員証を見やすい場所に提示ください。

（ボックス席の利用）

- 第23条 会員等及びビジターは、簡易な打ち合わせや交流の場として、本サロン3階の「ボックス席（本細則別表4で規定しています。）」をご利用いただけます。
- 2 ボックス席のご利用は、関西大学が、平等なボックス席利用のために利用を制限させていただく場合があります。この場合の利用時間は別途定め、本施設内の掲示等で周知します。

（カフェラウンジの利用）

- 第24条 会員等及びビジターは、本サロン3階の「カフェラウンジ（本細則別表4で規定しています。）」を利用することができます。
- 2 カフェラウンジでは軽食に限り飲食は可能ですが、食事をされる際には、本サロンライブラリスペース所蔵の書籍閲覧はお控えください。
 - 3 同ラウンジ内での食事については軽食に限るものとし、強い臭いを伴う等、他の会員等の迷惑になると本サロンで判断した場合、本サロン内でのお食事をお断りする場合がございます。

(コミュニティ/ワークエリアの利用)

第25条 会員等及びビジターは、作業や学習ができるだけでなく、会員間や会員等と関西大学等との交流、及び情報共有の場として、本サロン3階の「コミュニティ/ワークエリア（本細則別表4で規定しています。）」をご利用いただけます。

- 2 関西大学は、同エリア内に座席等を設置するほか、掲示版等を用いて会員間の交流促進等を目的とした各種情報発信を行います。より多くの方に交流の機会を得ていただけるよう、一部の会員等による長時間の占有により他の会員等の交流が妨げられている場合、利用を制限させていただく場合があります。予めご了承ください。

(コピーコーナーの利用)

第26条 会員等及びビジターは、「コピーコーナー（本細則別表4で規定しています。）」に設置されている複合機及びシュレッダーを利用いただけます。利用に係る各種料金、利用方法等については、コピーコーナー掲示の料金表及びマニュアルをご確認ください。

- 2 関西大学は、複合機及びシュレッダーを利用したことにより会員等及びビジターに生じた損害（PCの不具合、第三者による印刷物の閲覧による情報漏洩等を含む）について、一切の責任を負いかねます。予めご了承ください。
- 3 同コーナー複合機により、一度に大量のコピー・プリントアウト等をされますと、機器の故障の原因、又は他の利用者へのご迷惑となりますのでご遠慮ください。
- 4 複合機の利用にあたっては、長時間の利用等、他の利用者に迷惑をかける行為はご遠慮願います。
- 5 TSUTAYA BOOKSTOREにおいて販売される書籍であって未購入のものについては、個人的な利用を含め、その目的や分量に関わらず一切コピーすることができません。
- 6 関西大学は、複合機利用に係る費用を名目とする領収書を発行いたしません。複合機備え付けのレシートにて領収書に代えていただきますよう、予めご了承ください。
- 7 複合機利用にかかる料金についての払戻しは、一切お受けできません。予めご了承ください。
- 8 複合機等の故障、修繕等により、本サービスがご利用頂けない場合があります。

(電話ブースの利用)

第27条 会員等及びビジターは、本サロン施設内で携帯電話等を使用して通話される際には本サロン3階の「電話ブース（本細則別表4で規定しています。）」を利用することができます。

- 2 同ブースは、通話時にお一人でご利用いただく前提の施設となりますので、他の会員等と平等且つ快適にご利用いただけるよう、通話される場合にのみご利用いただきますよう、ご協力をお願いいたします。通話される用途以外のお一人での占有が見受けられた場合、関西大学は、平等な電話ブース利用の為に利用を制限させていただく場合があります。予めご了承ください。

(サービスコーナーの利用)

第28条 会員等及びビジターは、「サービスコーナー（本細則別表4で規定しています。）」を利用し、ウォーターサーバーの無料利用及び、一部の飲料及びスナック類を有料にて購入することができます。利用に係る各種料金、利用方法については、サービスコーナー掲示の料金表及びマニュアルをご確認ください。

2 関西大学は、同コーナーご利用に係る費用を名目とする領収書を発行いたしません。予めご了承ください。

3 ウォーターサーバーや冷蔵庫等の故障、修繕等により、本サービスがご利用頂けない場合があります。

（4階会議室の利用）

第29条 本サロンには、4階に会員等に有料でご利用いただける会議室2部屋（本細則別表4で規定しています。）をご用意しております。本会議室の利用時間は別途定め、本施設内の掲示等で周知します。なお、事前に関西大学が承認した場合を除き、延長利用はご遠慮願います。利用時間終了時にはすみやかにご退室いただくようお願い致します。

2 当該会議室のご予約、キャンセル等の手続きは別途定め、本施設内の掲示等で周知します。

なお、本会議室のご予約等の方法について、関西大学が手続き及び規則を定めて会員等に周知した場合には、同内容を遵守いただくようお願いいたします。

3 利用時間終了後すみやかにご退室いただけない場合や、予約されていたにも関わらず利用されない、本会議室内の備品等の移動後に原状回復いただけていない、急なキャンセル等が複数回ある等、他の会員等の平等な施設利用が損なわれる行為が見受けられる会員等に対しては、関西大学の判断により、4階会議室のご利用を制限する場合があります。

4 各会議室の定員は別表4記載の通りです。なお、本施設外で購入した料飲の持ち込みは可能ですが4階会議室内でのお食事はご遠慮頂いております。予めご了承ください。

5 ご利用開始時とご利用終了時には、必ず受付にお越しの上お声掛けいただき、利用される本会議室のカードキー等の受け取り・返却を行ってください。

6 本会議室は、参加料等を徴収して収益を上げることを目的とする事業（セミナー、研修、会合、販売会等）の他、政治や布教を目的とした会合のための利用や、大音（声）量の物音が生じる打ち合わせ等、周囲の会員等の利用を妨げる迷惑音を出す行為はできません。当該目的での利用が判明した場合や、物音について他の会員からの苦情や相談を複数にわたっていただいた際には、利用を制限させていただく場合がございます。利用目的についてご不明の点がある場合には予めご相談ください。

7 本会議室の予約方法については別途定め、本施設内の掲示等で周知します。なお、別途定めた予約方法について複数回にわたり違反行為が見受けられる会員等に対しては、関西大学の判断により、本ミーティングルームご利用を制限する場合があります。

8 会員等は、関西大学主催若しくは関西大学が共催するイベント等を同ルームで優先的に開催する機会があることを予め承諾するものとします。

（4階セカンドエリアの利用）

第30条 正会員、ホリデー会員は、本サロン4階の「セカンドエリア」に入室でき、集中し

て作業や学習ができる「ワークブース」をご利用いただけます。

- 2 正会員及びホリデー会員によるワークブースの利用時間は別途定め、本施設内の掲示等で周知します。

なお、正会員及びホリデー会員による同ブースのご利用開始時と終了時には、必ず受付にお越しの上お声掛けいただき、利用される座席用カードキー等の受け取り・返却を行ってください。

- 3 同ブースをご利用の際は、会員証を見やすい場所に提示ください。

(貸出備品)

第31条 本サロンにおける貸出備品は、会員等のみが利用いただけます。利用終了時には、速やかにご返却をお願いします。

- 2 貸出備品のご利用は、受付にご連絡ください。他の会員等の平等な貸出備品の利用が損なわれる行為が見受けられる方に対しては、関西大学の判断により、貸出備品のご利用を制限する場合があります。
 - 3 貸出備品のご利用開始時とご返却時には、必ず受付にお越しの上、お声掛けください。
 - 4 貸出備品の内容は、別途関西大学が定める通りとします。なお関西大学は、その裁量で貸出備品の内容を改廃できるものとし、会員等はこれを予め承諾するものとし、
 - 5 貸出備品を利用する会員等は、貸出備品を十分な注意をもって使用し、貸出備品を汚損、破損等しないものとし、
- なお、返却時に汚損、破損等が著しい場合は、関西大学は、その修繕費用若しくは備品代金の実費を当該会員等に対し請求できるものとします。

(通信環境)

第32条 会員等及び体験利用者等は、自身のパソコン及び携帯端末機器等（以下「PC等」といいます。）を持ち込み、本施設内の無線LAN、有線LAN（以下「LAN」といいます。）を利用してインターネットへのアクセスが可能です。ただし、関西大学ではインターネットへの接続及びPC等に関するサポートは行っておりません。

- 2 インターネット上の有料サービスのご利用料金は、利用する会員等及び体験利用者等自身の負担になります。本サロン内でアクセスされた有料サービス等にかかるトラブル等について、関西大学は、一切の責任を負わないものとしたします。
- 3 会員等及び体験利用者等は、自己の責任によりLANサービスの利用に際してのセキュリティ対策、ウイルス対策等を行うものとし、関西大学は、LANサービスのご利用により会員等及び体験利用者等に生じた損害について、一切の責任を負いません。
- 4 LANサービスを利用する会員等及び体験利用者等は、以下に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) 特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
 - (2) コンピューターウイルス等の有害なプログラムをLAN等を通じて提供又は送信する行為
 - (3) 犯罪的行為、公序良俗に反する行為、若しくはそれらのおそれのある行為又は、関西大学が不適切と判断する行為

- (4) 第三者に不利益又は損害を与える行為、第三者を誹謗中傷する行為又はそれらのおそれがある行為

(ロッカー)

第33条 会員等及び体験利用者等は、本施設3階及び4階に設置されているロッカーをご利用いただけます。ロッカーの利用時間は、月極契約（正会員、ホリデー会員に限ります。）でいただいたものを除き、利用開始時間からその日の営業時間終了時までといたします。

2 以下のものはロッカーに収容できません。

- (1) 揮発性若しくは毒性のあるもの、又は爆発物等の危険物
- (2) 銃砲刀剣類等犯罪に使用されるおそれのあるもの、又は法令等により所持、携帯が禁止されているもの
- (3) 盗品その他犯罪によって得られたもの
- (4) 臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質若しくは破損しやすいもの
- (5) ロッカーを汚損、毀損するおそれのあるもの
- (6) その他保管に適さないと認められるもの

3 ロッカーの利用期間を経過した時点で当該ロッカー内に収容品等が残留している場合には、関西大学は、以下の措置を取ります。

- (1) 関西大学においてロッカーを開き、収容品はその内容を確認のうえ、拾得物として取り扱い、関西大学並びに本サロンスタッフは、遺失物法に定める報労金等、拾得物の権利について放棄の上、関西大学梅田キャンパス1階の「防災センター」へ届け出るものとします。なお、当該拾得物は、関西大学梅田キャンパスのビル管理会社が保管し、一定期間経過後に警察へ届けられます。
- (2) 収容品が前項に規定する「収容できないもの」に該当する場合、又はその疑いがある場合には、関西大学においてその状況に応じ廃棄、保管、その他必要な措置をとることがあります。

4 ロッカーの強制開錠後の収容品のお引取りについては、当該収容物の収容者は、梅田キャンパス1階の「防災センター」へ問い合わせの上、届け出るものとします。

5 利用者はロッカーを十分な注意をもって使用するものとし、ロッカーを汚損又は破損した場合、施錠装置に係る鍵・暗証番号等の紛失・喪失した場合には、直ちに関西大学に届け出るものとします。この場合において、関西大学は、当該汚損・破損の修繕、施錠装置の交換等にかかる代金の実費を、ロッカーを利用された当該会員等及び体験利用者等に対し請求できるものとします。なお、この場合の実費は、関西大学の指定業者による見積もりによる金額とし、減額等の申出には一切応じられません。

6 ロッカーの収容品に滅失又はき損等の損害が生じた場合であっても、関西大学は、その損害を賠償する責任を負いかねます。

(会員間等の紹介、関西大学との連携可能性テーマ等の情報提供サービス)

第34条 関西大学は、関西大学が独自に収集し又は会員等から提供されたビジネス・学習ニーズ及びシーズ等の情報（以下「会員等情報」といいます。）をもとに、会員等に対

し、以下のサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

- 2 本サービスの具体的な提供方法は関西大学が定めるものとし、紹介を検討する双方の合意が得られない場合には紹介を断念いたします。
 - (1) 会員間等の紹介サービス 会員等情報を活用し、本サロン及び関西大学梅田キャンパス内において会員等に対し、他の会員等や会員等でない者等を紹介し、相互の交流の促進を行うサービス
 - (2) 情報提供サービス 関西大学が会員等に対して有益と判断する情報を、会員等に提供するサービス
- 3 会員等は、本サロンの目的実現のために、支障の無い範囲で、関西大学に対し会員等情報の提供に協力するとともに、本サービスに関連して関西大学が会員等に各種協力（セッションへの参加、本サービス利用後のヒアリング等調査への協力等。）を要請した場合、会員等はこれに協力するものとします。
- 4 会員等は、入会後関西大学に提供した会員等情報が本条第1項記載の目的で関西大学に利用されることを予め承諾するものとします。なお、会員間及び関西大学研究者等の紹介サービスについて、関西大学による紹介を経て会員等が連携等について具体的に検討することになった案件については、紹介したことにより会員等に結果的に生じた損害については、一切の責任を負いません。
- 5 会員等は登録された会員等情報に変更が生じた場合、若しくは削除の必要性が生じた場合、その旨を関西大学所定の方法により届け出るものとします。なお、関西大学は会員等からの届け出がなくとも、登録された会員等情報につき、明らかに変更ないし削除する必要があると判断した場合、会員等に予告することなくこれを変更ないし削除できるものとします。
- 6 関西大学は、本条第1項記載の目的で会員等により登録された会員等情報を利用するものとし、利用する会員等情報のうち、当該目的から逸脱する情報については利用の対象外とします。

第5章 各種費用

(会費等)

第35条 入会手数料、会費等の金額及び支払方法は、次のとおりとします。

(1) 金額

- ア 入会手数料：5,000円（税抜）
- イ 会費：別表1のとおり
- ウ 会員証再発行手数料：3,000円（税抜）
- エ チケット会員用「利用チケット」：別表1のとおり

(2) 支払方法

- ア 入会手数料 原則として、入会申請時に登録いただいたクレジットカードによる決済とし、入会登録の完了と同時に支払いただきます。なお、入会登録完了後は、理由の如何を問わず、入会手数料を返金いたしません。
- イ 会費の請求 正会員、ホリデー会員であって会費を年度一括払いとする者の年会費については、以下のとおりとします。

- (ア) 年会費の額 別表1記載の通り。
- (イ) 支払方法 本人名義のクレジットカードによる支払。(前払い)
- (ウ) 会費の発生時期 原則として入会契約成立日の属する月の翌月分から発生します。
- (エ) 年会費の請求及び支払日 初年度年会費は、関西大学の定めた振込指定日において、関西大学の請求に基づく本人名義のクレジットカードによる支払いとします。なお、2年目以降の年会費は、毎年3月15日までに会費種別及び支払方法の変更等があれば所定の手続きを完了し、関西大学の請求に基づき翌年分をクレジットカードによる方法で支払うものとします。ただし、別途関西大学が支払日及び支払方法を指定する場合にはそれによるものとします。

ウ 正会員、ホリデー会員の会費を「月払い」とする会員の月毎の支払金額(以下、「月会費」といいます。)については、以下のとおりとします。

- (ア) 月会費の額 別表1記載の通り。
- (イ) 支払方法 本人名義のクレジットカードによる支払(前払い)
- (ウ) 会費の発生時期 原則として、入会契約成立日の属する月の翌月分から発生します。
- (エ) 月会費の請求 関西大学は、毎月15日時点で、翌月分の月会費を会員の利用するクレジットカード会社に対して請求するものとします。なお、クレジットカード代金の口座振替等、クレジットカードに関する事項は、当該クレジットカードに係る規約等によるものとします。

エ 会員証再発行手数料 会員等本人名義のクレジットカードあるいは現金にて、ご利用のたびにお支払いいただきます。

(各種サービスに関する費用及び支払方法)

第36条 各種サービスに関する費用及び支払方法は、次のとおりとします。

(1) 金額

- ア チケット会員用「利用チケット」 2,000円(税抜)
- イ ビジター利用料: 2,000円(税抜)
- ウ その他 会議室(401・402)、コインロッカー、月極ロッカー、複写機使用料や飲料代等については、別に定めます。

(2) 支払方法

- ア チケット会員用「利用チケット」 本学が指定するキャッシュレス決済方法にて、ご購入のたびにお支払いいただきます。
- イ ビジター利用料: 2,000円(税抜) 本学が指定するキャッシュレス決済方法にて、ご利用のたびにお支払いいただきます。
- ウ その他 会議室(401・402)、コインロッカー、月極ロッカー、複写機使用料や飲料代等の支払方法については別に定めます。

(免責事項)

第37条 以下の事由等が発生した場合、関西大学は、理由の如何にかかわらず一切の責任について負いかねます。

- (1) 本施設内における盗難、紛失、損傷、事故
- (2) 会員等及び体験利用者等を含むがこれらに限らない本施設の入場者間で発生した、トラブル、紛争
- (3) 当法人の責めに帰さない事由による本施設内のネットワーク、通信、什器、備品、機器、配線、配管等の故障、破損等の異常

第6章 雑 則

(諸規程の制定及び改廃)

第38条 関西大学は、本細則等の内容を変更するほか、本サロンに関する会則等を制定及び改廃できるものとし、会員等及び体験利用者等はこれを異議なく承諾するものとします。

2 関西大学は、本細則及び本サロン会則と別に「個人情報取り扱いポリシー」を定め、同ポリシーに基づき、本サロンを含む関西大学梅田キャンパス内事業において得た個人情報を管理することといたします。

(会員等に関する特典)

第39条 関西大学は、その裁量により会費、各種手数料等、各種サービス利用料、同伴利用者数、各種支払条件等について別途特典の設定、ないしキャンペーン等を実施することができるものとします。

制定日 2016年9月1日

付則 この利用細則(改正)は、2018年4月1日から施行する。

付則 この利用細則(改正)は、2019年4月1日から施行する。

付則 この利用細則(改正)は、2020年4月1日から施行する。

付則 この利用細則(改正)は、2024年4月1日から施行する。

付則 この利用細則(改正)は、2025年2月1日から施行する。

—以下余白—

別表1 会費金額の表示（消費税、地方消費税別途）

①平成29年度以降会費の表示

【会員等】

（全て税抜額）

会員種別	利用時間	終日 利用料	入会手数料	会費（円）			
				校友・教職員		一般	
				月払い	年一括	月払い	年一括
正会員	全営業時間	—	5,000	6,300	64,800	7,600	84,000
ホリデー 会員	土日祝日 営業時間	—	5,000	3,100	36,000	4,700	52,800
チケット 会員	全営業時間	2,000 ※1日分チケット	5,000	—	—	—	—

【ビジター及び同伴利用者】

（単位：円 全て税抜額）

会員種別	利用時間	終日 利用料	入会手数料
※非会員 ビジター （1名につき ビジター利用 は1回のみ）	全営業時間	2,000	—
同伴利用者	全営業時間	—	—

②正会員会費（入会起算月による一覧）

起算月	会費金額（円） （全て税抜額）			
	月払い		年度一括払い	
種別	校友・教職員	一般	校友・教職員	一般
4月	6,300	7,600	64,800	84,000
5月	6,300	7,600	59,400	77,000
6月	6,300	7,600	54,000	70,000
7月	6,300	7,600	48,600	63,000
8月	6,300	7,600	43,200	56,000
9月	6,300	7,600	37,800	49,000
10月	6,300	7,600	32,400	42,000
11月	6,300	7,600	27,000	35,000
12月	6,300	7,600	21,600	28,000
1月	6,300	7,600	16,200	21,000
2月	6,300	7,600	10,800	14,000
3月	6,300	7,600	6,300	7,600

③ホリデー会員会費（入会起算月による一覧）

起算月	会費金額（円） （全て税抜額）			
	月払い		年度一括払い	
種別	校友・教職員	一般	校友・教職員	一般
4月	3,100	4,700	36,000	52,800
5月	3,100	4,700	33,000	48,400
6月	3,100	4,700	30,000	44,000
7月	3,100	4,700	27,000	39,600
8月	3,100	4,700	24,000	35,200
9月	3,100	4,700	21,000	30,800
10月	3,100	4,700	18,000	26,400
11月	3,100	4,700	15,000	22,000
12月	3,100	4,700	12,000	17,600
1月	3,100	4,700	9,000	13,200
2月	3,100	4,700	6,000	8,800
3月	3,100	4,700	3,100	4,700

別表2 正会員、ホリデー会員1名あたりの同伴利用者数について

同伴利用者数	会員等1名につき、5名まで
--------	---------------

※会員種別「チケット会員」は、同伴利用者を登録する権利を有していないものとする。

別表3 各種手数料について

正会員、ホリデー会員及びチケット会員として入会する際の入会手数料	5,000円（税別）
会員証再発行手数料	3,000円（税別）

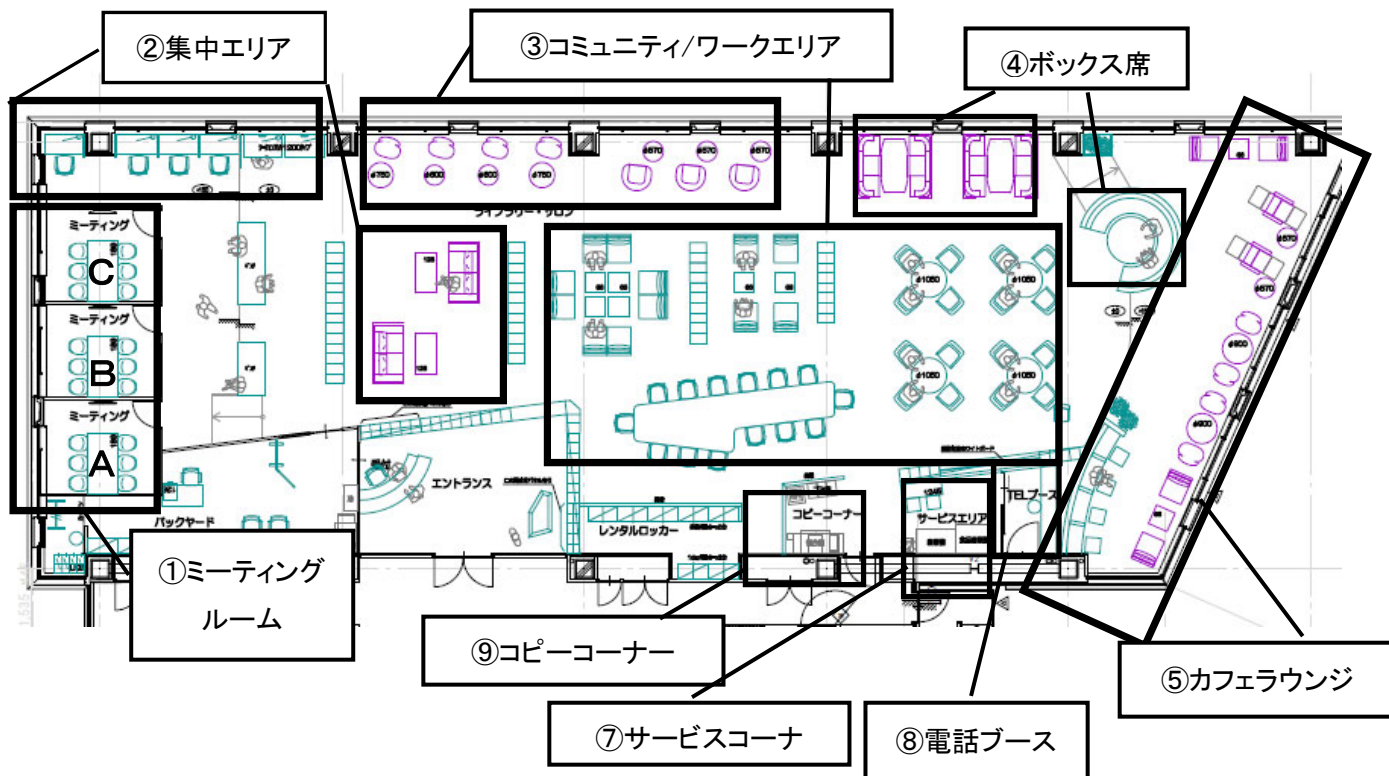
※会員等が会員等種別を変更する場合には、新たに入会手数料を徴収しないものとする。

別表4 本サロン内の各施設名称

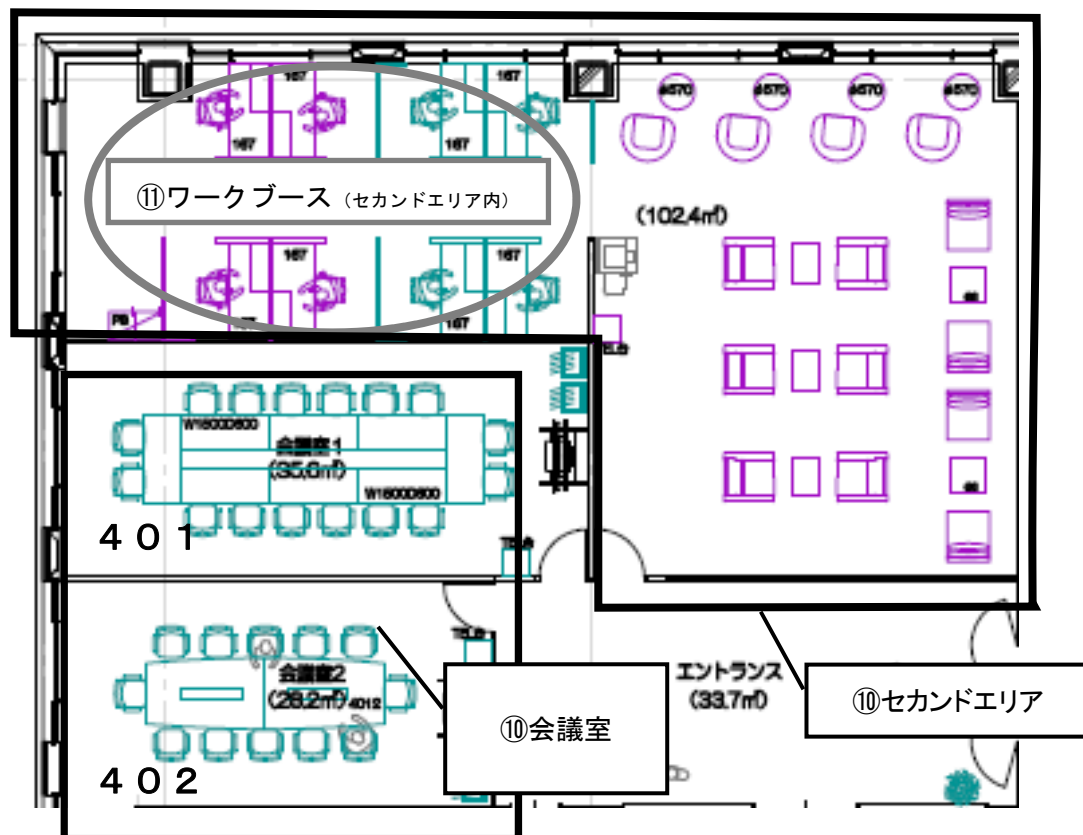
番号	施設名称	会員種別ごとの利用可否				施設内容・用途
		正会員 ホリデー会員	チケット 会員	ビジター	同伴利用者	
1	【3階】 ミーティング ルームA・B・C (計3部屋)	○	—	—	正会員・ホリデー会 員利用時の同伴利用 は可	A・B・C の計3部屋。各部屋6名まで入室可 能。利用時間は別途定め、本施設内の掲示等 で周知する。使用には事前予約が可能。申込 受付は60日先まで。
2	【3階】 集中エリア	○	○	○	—	集中して作業や学習を行うための座席。 利用時間は別途定め、本施設内の掲示等で周 知する。
3	【3階】 ボックス席	○	○	○	—	簡易な打ち合わせや交流を行うための座席。 利用時間は別途定め、本施設内の掲示等で周 知する。
4	【3階】 カフェラウンジ	○	○	○	—	雑談や軽食を楽しみながら過ごす座席。
5	【3階】 コミュニティ/ワ ークエリア	○	○	○	—	会員間の雑談や交流、オープンな空間での作 業や打ち合わせなど、多様な利用が可能なエ リア。
6	【3階】 コピーコーナー	○	○	○	—	複合機等を有料で使用できるコーナー。
7	【3階】 電話ブース	○	○	○	ミーティングルーム 利用時の電話対応に ついてのみ可	本サロン内で電話を使用できるブース。
8	【3階】 サービスコーナ ー	○	○	○	ミーティングルーム 利用時の同伴利用者 用湯茶準備を目的と した利用のみ可	飲料等を設置エリア。一部は有料での提供。

9	【4階】 会議室 (401・402)	○	—	—	正会員・ホリデー会員利用時の同伴利用は可	会議等で使用いただける有料会議室。 401（16名）及び402（12名）の計2部屋まで入室可能。利用時間は別途定め、本施設内の掲示等で周知する。申込受付は60日先まで。
10	【4階】 セカンドエリア	○	—	—	—	広いデスクで集中して作業や学習を行うための座席である「ワークブース」を有するエリア。利用時間は別途定め、本施設内の掲示等で周知する。

【3階レイアウト・各エリア】



【4階レイアウト・各エリア】



以上